

令和7年2月27日 開会 会期日数 1日間
令和7年2月27日 閉会 開議日数 1日間

令和7年第1回 後志広域連合議会定例会会議録

後志広域連合議会

令和7年第1回後志広域連合議会定例会

○ 招集年月日 令和7年2月7日

○ 招集の場所 ホテル第一会館 3階会議室

○ 開 会 令和7年2月27日（木曜日） 13時30分 議長宣告

○ 議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 令和7年度後志広域連合行政執行方針
- 5 議案第1号 後志広域連合職員の降給に関する条例の制定について
- 6 議案第2号 後志広域連合職員の定年等に関する条例の制定について
- 7 議案第3号 後志広域連合副広域連合長の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第4号 後志広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第5号 後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第6号 令和6年度後志広域連合一般会計補正予算（第3号）
- 11 議案第7号 令和6年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第8号 令和6年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第9号 令和7年度後志広域連合一般会計予算
- 14 議案第10号 令和7年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算
- 15 議案第11号 令和7年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算
- 16 発議第1号 後志広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 17 報告第1号 第9期後志広域連合介護保険事業計画の変更について

○ 出席議員（16名）

議長 1 6 番 岩 井 英 明（赤井川村）	1 番 堀 清（古平町）
2 番 岩 本 幹 兒（積丹町）	3 番 堤 富佐代（留寿都村）
4 番 青 羽 雄 士（ニセコ町）	5 番 嶋 田 茂（仁木町）
6 番 中 村 厚 子（京極町）	7 番 小 川 泰 樹（喜茂別町）
8 番 熊 谷 雅 幸（蘭越町）	9 番 古 谷 眞 司（倶知安町）
1 0 番 稲 葉 寛 久（神恵内村）	1 1 番 陰 能 裕 一（真狩村）
1 2 番 浅 井 文 博（共和町）	1 3 番 三 浦 弘 文（泊村）
1 4 番 菅 一（黒松内町）	1 5 番 中 田 仁 史（島牧村）

○ 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

広 域 連 合 長	片 山 健 也
代 表 監 査 委 員	佐 藤 嘉 己

○ 出席説明員

副 広 域 連 合 長	北 川 淳 一
事 務 局 長 兼 総 務 課 長	山 口 丈 夫
会 計 管 理 者	瀬 戸 雅 哉
税 務 課 長	岡 林 雅 人
国 民 健 康 保 険 課 長	埜 口 浩 司
介 護 保 険 課 長	田 中 哉 利
総 務 課 総 務 係 長	松 田 典 明

税 務 課 滞 納 徴 収 係 長
国 民 健 康 保 険 課 国 保 係 長
国 民 健 康 保 険 課 保 険 給 付 係 長
介 護 保 険 課 介 護 保 険 係 長
介 護 保 険 課 事 業 推 進 係 長
介 護 保 険 課 保 険 管 理 係 長
介 護 保 険 課 介 護 給 付 係 長

萬 年 博 文
庄 司 良 佑
菅 野 圭 み
佐々木 貴 裕
松 尾 真由美
村 山 弘 樹
上 妻 竜 一

○ 出席事務局職員

事 務 局 長
書 記

山 口 丈 夫
松 田 典 明

○ 会議録署名議員

1 3 番 三 浦 弘 文（泊村）

1 4 番 菅

一（黒松内町）

◎開会、開議の宣言

○ 議長（岩井英明）

ただいまの出席議員数は 1 5 名であります。

古谷議員がちょっと遅れるみたいな感じであります。ご了承願いたいと思います。

定足数に達しておりますので、令和 7 年第 1 回後志広域連合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○ 議長（岩井英明）

日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 0 9 条の規定により、「1 3 番 三浦議員」「1 4 番 菅議員」を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

○ 議長（岩井英明）

日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。

会期の決定につきましては、本日、議会運営委員会が開催され、その結果「本日 1 日限り」の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○ 議長（岩井英明）

日程第 3 「諸般の報告」をいたします。

本定例会に提出されました議案につきましては、すでに配布いたしております議案綴りのとおりであります。

次に、監査委員から 1 2 月から 2 月までの例月出納検査の結果、正当である旨の報告がありましたので、お知らせをいたします。

次に、地方自治法第 1 2 1 条の規定による、説明員は、お手元に配布しております一覧表のとおりであります。

以上で「諸般の報告」を終わります。

◎日程第 4 行政執行方針

○ 議長（岩井英明）

日程第 4 「令和 7 年度後志広域連合行政執行方針」を行います。

片山広域連合長。

○ 広域連合長（片山健也）

令和7年第1回後志広域連合議会定例会を招集させていただきましたところ、岩井議長様をはじめ議員各位におかれましては、大変ご多忙の中ご出席をいただきまして、本定例会を開催できますことを、厚く感謝申し上げます。

それでは、令和7年度後志広域連合行政執行方針を述べさせていただきます。

令和7年第1回後志広域連合議会定例会において、令和7年度の各会計予算案並びに諸議案のご審議をいただくに当たり、広域連合行政の執行に対する所信を申し上げ、広域連合議会議員の皆様をはじめ、関係町村の皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

初めに、令和6年度の広域行政の執行につきましては、後志広域連合議会並びに関係町村のご理解とご協力を賜り、各事務・事業が円滑に推進できたことを、心から感謝とお礼を申し上げます。

後志広域連合は、これまで後志広域連合広域計画に基づき、関係町村が互いに連携し、効率的で効果的な行政体制を構築し、事務・事業の共同執行、共同処理により、地域の一体的・総合的な発展に努めてまいりました。

現在、コロナ禍を経て社会経済活動の回復が進む中にありますが、国際情勢の不安定化などに起因する物価の高騰などが住民生活や地域経済に様々な影響を及ぼしており、地域の持続的発展のための創意工夫が一層求められております。

このような中であって、令和7年度の予算編成に当たっては、住民福祉のさらなる増進を念頭に、関係町村の一層の厳しさが増す財政事情に配慮しながら、最大の効果を最小の経費で挙げるべく、所要の予算を取りまとめたところであります。

令和7年度における税の滞納整理業務については、関係町村との連携を密にし、滞納事案の随時受付も行いながら、原則として滞納処分を前提とした厳正かつ効果的な滞納整理を行うことにより、税負担の公平性を図るとともに、税收の確保に努めてまいります。

また、引受案件につきましては、的確な情報収集と実態把握に努め、差押財産については、適宜、インターネット公売を活用するなど、早期の換価処分により滞納額の圧縮を図ってまいります。

本年4月からは、税に加え、介護保険料の滞納事案を引き継ぐこととし、滞納整理事務の効率化を推進してまいります。

さらに、滞納整理に係る職員研修を開催し、各町村における徴収技術の向上を図るとともに、困難事案についても連携を図るなど、広域連合の成果を最大限発揮できるよう努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年4月から、都道府県が財政運営の責任主体を担うこととなり、安定的な財政運営を図るとともに、本道においては、令和12年度を目途に保険料（税）負担の統一を目指すこととしております。

当広域連合においては、関係町村、道及び関係機関との適切な役割分担と連携を図り、医療に要する費用の適正化、円滑で効率的な保険給付等の推進を通じて、被保険者の保健医療面における安心・安全に寄与してまいります。

また、国民健康保険においては、被保険者の年齢構成が高いことや、生活習慣病等の進行により一人当たりの医療費水準が高い傾向にあるため、引き続き関係町村と連携を密にしながら、特定健診の受診率向上につながる事業や、重症化予防のための生活習慣病の早期発見など効果的な保健事業の展開に取り組み、被保険者の一層の健康の保持と増進に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、第9期後志広域連合介護保険事業計画の着実な推進に向けて、地域包括ケアシステムの基本理念や国・道の基本指針を踏まえながら、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、関係町村との連携の下、取組を進めてまいります。

令和7年度においては、団塊の世代全員が75歳以上となり、関係町村内において一層の後期高齢化が見込まれるため、引き続き「包括的支援事業アドバイザー業務」を導入し、諸課題の解決や「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組を行ってまいります。

また、第9期の介護事業計画の推進と並行し、次期計画の策定に向けた取組として「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」等を行い、地域住民やサービス

事業所の意向を把握してまいります。

次に、令和7年度の各会計予算案について、申し上げます。

一般会計予算の歳入歳出総額は、2億395万7,000円で、前年度比較では、44万6,000円の増額であります。

また、関係町村の負担金は、1億1,566万4,000円で、前年度比較では、436万8,000円の増額となっております。

国民健康保険事業特別会計予算の歳入歳出総額は、69億4,209万3,000円で、前年度比較では、1億87万8,000円の減額となっております。

また、関係町村の分賦金は、20億8,672万7,000円で、前年度比較では、1,964万5,000円の減額となっております。

介護保険事業特別会計予算の歳入歳出総額は、64億3,283万円で、前年度比較では、2億595万9,000円の増額となっております。

また、関係町村の負担金は、10億59万円で、前年度比較では、4,446万8,000円の増額となっております。

各会計の合計予算額は、135億7,888万円で、前年度比較では、1億552万7,000円の増額となっており、関係町村の合計負担金は、32億298万1,000円で、前年度比較では、2,919万1,000円の増額となりました。

なお、派遣職員の人件費に係る派遣元町村への負担金は、一般会計が4,459万9,000円、国民健康保険事業特別会計が3,574万3,000円、介護保険事業特別会計が5,231万9,000円、合計1億3,266万1,000円で、前年度比較で、1,371万8,000円の減額となっております。

広域連合の事務組織は関係町村等からの派遣職員により構成されておりますが、令和7年度から正規職員を一定程度採用することとしており、組織の安定と持続的発展に努めてまいります。

今日、地方自治体は、人口減少対策、地域経済の活性化、持続可能な財政運営など、多くの課題を抱えておりますが、後志広域連合に託された役割をしっかりと果たすため、議員の皆様からいただきます多くのご指導とご助言を基に、関係町村と緊密な連携を図りながら、事務・事業の共同執行と権限移譲の受け皿となる後志広域連合の発展に、職員と共に全力を尽くして取り組む所存でございます。

以上で、令和7年度の後志広域連合行政を執行するに当たり、その方針と主な取組について、所信を申し上げます。

議会議員の皆様、関係町村の皆様、関係機関各位の、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、令和7年度の行政執行方針とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

これで、「令和7年度後志広域連合行政執行方針」を終わります。

古谷議員が、ただいま出席しましたことをご報告申し上げます。

◎日程第5 議案第1号

○ 議長（岩井英明）

次に、日程第5「議案第1号 後志広域連合職員の降給に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 事務局長（山口丈夫）

議長。

○ 議長（岩井英明）

山口事務局長。

○ 事務局長（山口丈夫）

議案第 1 号「後志広域連合職員の降給に関する条例の制定について」。

後志広域連合職員の降給に関する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出。

後志広域連合長 片山 健也。

条例案 2 ページ目の下段の説明をご覧ください。

本広域連合は、関係町村により派遣された職員及び会計年度任用職員で構成されておりますが、本年 4 月より採用予定であるプロパー職員に係る条例整備を行うものです。条例文自体は、倶知安町職員の降給に関する条例と同内容となります。

条例文の朗読は省略させていただきますが、主な内容としましては、第 2 条において降給の種類（これは降格・降号・降給）の規定、第 3 条において、降格の事由として、人事評価により勤務実績がよい場合に、指導その他の措置後にもなお改善されない場合や心身の故障、職員の適格性によるといった旨の規定をしております。

なお、条例の施行日は令和 7 年 4 月 1 日といたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

○ 議長（岩井英明）

これより、「議案第 1 号 後志広域連合職員の降給に関する条例の制定について」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 2 号

○ 議長（岩井英明）

日程第 6 「議案第 2 号 後志広域連合職員の定年等に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 事務局長（山口丈夫）

議長。

○ 議長（岩井英明）

山口事務局長。

○ 事務局長（山口丈夫）

議案第２号「後志広域連合職員の定年等に関する条例の制定について」。

後志広域連合職員の定年等に関する条例を別紙のように制定する。

令和７年２月２７日提出。

後志広域連合長 片山 健也。

条例案の下段の説明をご覧ください。

先ほどの議案第１号と同様、プロパー職員の採用に伴う条例整備となります。

こちら条例文の朗読は省略させていただきますが、本条例につきましては、第２条に準用規定を設け、倶知安町職員の定年等に関する条例及びこれに基づく規則の例によると規定しております。

準用する倶知安町条例の主な内容としましては、職員の定年についての規定。これは経過措置により現在の６１歳から令和１３年４月までにかけて６５歳へと引き延ばす規定となっております。

また、定年による退職の特例として、１年以内の退職の延長や管理監督職の上限年齢の定め、こちらは原則６０歳ですが、事情により６０歳を超え６４歳を超えない範囲で任命権者が定める、などの規定となっております。

本条例は令和７年４月１日施行としております。

議案第２号につきましては以上となります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

○ 議長（岩井英明）

これより、「議案第２号 後志広域連合職員の定年等に関する条例の制定について」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○ 議長（岩井英明）

日程第7「議案第3号 後志広域連合副広域連合長の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 事務局長（山口丈夫）

議長。

○ 議長（岩井英明）

山口事務局長。

○ 事務局長（山口丈夫）

議案第3号「後志広域連合副広域連合長の給与に関する条例の一部を改正する条例について」。

後志広域連合副広域連合長の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年2月27日提出。

後志広域連合長 片山 健也。

条例案の下段の説明をご覧ください。

現在、副広域連合長には給料と通勤手当が支給されておりますが、その職責を考慮し、関係町村の特別職と同様、期末手当及び寒冷地手当を支給するために改正を行うものであります。

議案に添付しております資料の新旧対照表をご覧ください。

第4条において期末手当の規定を新設してございます。

特別職の期末手当につきましては、現在、期末手当基礎額に100分の225を乗じて得た額としている町村が管内でもほとんどとなっておりますが、人事院勧告に伴う給与改定で4月より100分の230になるものと思います。

本条例におきましては、期末手当の額を100分の230の2分の1となる100分の115と規定するものでございます。

また、資料の裏面、2ページ目には第5条に寒冷地手当の規定を新設してございます。ここでは後志広域連合職員の給与に関する条例の例によるとしておりますが、この広域連合職員給与条例においては、倶知安町の職員給与条例及び規則を準用するという形になっております。

本条例は令和7年4月1日施行としております。

議案第3号につきましては以上となります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

○ 議長（岩井英明）

これより、「議案第 3 号 後志広域連合副広域連合長の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 4 号

○ 議長（岩井英明）

次に、日程第 8 「議案第 4 号 後志広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 事務局長（山口丈夫）

議長。

○ 議長（岩井英明）

山口事務局長。

○ 事務局長（山口丈夫）

議案第 4 号「後志広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」。

後志広域連合職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出。

後志広域連合長 片山 健也。

改正文の朗読は省略させていただき、条例案の 5 ページの下段の説明をご覧ください。

令和 6 年の人事院勧告に伴い、倶知安町に準じて給料表の改定を行います。期末勤勉手当につきましては、倶知安町の例によると規定されているため、給料表のみの改定となります。

なお、条例の施行日は令和 7 年 4 月 1 日といたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

○ 議長（岩井英明）

これより、「議案第４号 後志広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第５号

○ 議長（岩井英明）

次に、日程第９「議案第５号 後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 事務局長（山口丈夫）

議長。

○ 議長（岩井英明）

山口事務局長。

○ 事務局長（山口丈夫）

議案第５号「後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」。

後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和７年２月２７日提出。

後志広域連合長 片山 健也。

こちらも改正文の朗読は省略させていただき、４ページ下段の説明をご覧ください。

先ほどの議案第４号と同様、給与改定に伴う給料表の改定となります。期末勤勉手当については、倶知安町会計年度任用職員の条例を準用する旨規定されているため、こちらも給料表のみの改定となります。

本条例は公布の日から施行し、令和６年４月１日から適用いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

○ 議長（岩井英明）

これより、「議案第5号 後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○ 議長（岩井英明）

次に、日程第10、「議案第6号 令和6年度後志広域連合一般会計補正予算（第3号）」を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 事務局長（山口丈夫）

議長。

○ 議長（岩井英明）

山口事務局長。

○ 事務局長（山口丈夫）

議案第6号「令和6年度後志広域連合一般会計補正予算（第3号）」。

令和6年度後志広域連合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ562万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,861万1,000円とする。

第2項の朗読は省略させていただきます。

令和7年2月27日提出。

後志広域連合長 片山 健也。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたします。

8ページをご覧ください。

1款、1項、1目「議会費」、補正額14万4,000円の減額。内容といたしましては、臨時会に係る報酬、費用弁償、会議室借上料の執行残の減額となります。

続きまして2款、1項、1目の「一般管理費」、補正額10万8,000円の増額。

1節「報酬」から4節「共済費」及び10ページの18節「負担金補助及び交付金」は、給与改定に伴う人件費の増額、9ページの8節「旅費」から13節「使用料及び賃借料」は執行見込みによる減額となっております。

次に10ページ最後の欄をご覧ください。

2款、1項、2目「行政不服審査会費」、補正額2万2,000円の減額。執行見込みによる減額です。

11ページの2款、2項、1目「税務総務費」、補正額556万2,000円の減額。

3節「職員手当」から13節「使用料及び賃借料」は執行見込みによる減額。特に11節「役務費」は、不動産鑑定及びインターネット公売の実績による手数料不要額の減となります。また、18節「負担金補助及び交付金」につきましては、給与改定に伴う人件費負担金の増となります。

続きまして、歳入をご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

1 款、1 項、1 目「負担金」、補正額334万円の減額。各町村別の内訳は説明欄のとおりでございます。

6 ページをご覧ください。

5 款、1 項、1 目「繰越金」は、178万1,000円の増額補正。前年度繰越金の留保額を追加補正するものでございます。

5 款、2 項、1 目「滞納処分費」は、406万8,000円の減額補正。歳出の「税務総務費」でご説明いたしましたが、公売等に係る手数料を滞納処分費として計上していたものを、減額補正するものであります。

2 目の「雑入」は、社会保険料、雇用保険料の「納付金」の実績による増額となります。

なお、1 ページの第 1 表歳入歳出予算補正及び 3 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、ただいまご説明を申し上げました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

なお、別紙で今日お手元にお配りしております、補正予算の概要というものが一般会計から介護会計まで添付しておりますので、こちらもご覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

○ 議長（岩井英明）

これより、「議案第 6 号 令和 6 年度後志広域連合一般会計補正予算（第 3 号）」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 7 号

○ 議長（岩井英明）

日程第 1 1「議案第 7 号 令和 6 年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

議長。

○ 議長（岩井英明）

埜口国民健康保険課長。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

議案第7号「令和6年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

令和6年度後志広域連合の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、2億6,457万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億8,866万8,000円とする。

第2項の規定については朗読を省略させていただきます。

令和7年2月27日提出。

後志広域連合長 片山 健也。

事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので10ページをお開き願います。

1款、1項、1目「一般管理費」は、1億5,129万2,000円の追加です。

1節「報酬」から、11ページの13節「使用料及び賃借料」まで実績見込等によるものです。

18節「負担金補助及び交付金」のうち、派遣職員6名分の人件費負担金として追加させていただくほか、12ページに記載のへき地直営診療所負担金は、3町の直営診療所の運営費分等として、1億5,068万1,000円を追加するものです。こちらは、道支出金として歳入同額の増となります。

1款、1項、2目「連合会負担金」、1款、3項、1目「特別対策事業費」は、それぞれ実績見込みに基づく、関係経費の減によるものです。

13ページをお願いいたします。

2款、1項、1目「療養給付費」は、4億1,106万3,000円の減です。

主な要因としまして、療養給付費の各町村毎の年度内における高額療養給付に備えつつ、実績見込みとして、必要額を見込んだ増減によるものでございます。

こちらも道支出金として交付されますので、今回は、ほぼ同額が歳入減となります。

続きまして、4款は、関係町村で実施いただいている保健事業について、実績見込みに基づき減額しております。

4款、1項、1目「特定健康診査等事業費」は、467万5,000円の減です。

14ページになりますが、12節「委託料」は、特定健診等費用の減が主となります。

18節「負担金補助及び交付金」は、主に国保連合会負担金の減ですが、国保連による特定健診に係る共同事業費の減となります。

15ページになりますが、4款、2項、1目「疾病予防費」は、122万7,000円の減です。

12節「委託料」は、各種がん検診等費用の減となります。

16ページをお願いします。

6款、1項、1目「償還金」、22節「償還金利子及び割引料」は、249万円の追加です。

令和5年度の交付金等の精算に伴う北海道への返還金となります。

以上、歳出合計2億6,457万1,000円の減額補正です。

次に、「歳入」につきましてご説明申し上げますので、5ページにお戻りください。

1款、1項、1目「国民健康保険分府金」、1節「医療給付分」、3,976万2,000円の減となります。

一般財源の減として各町村の分賦金総額は減額となっております。各町村の金額につきましては、説明欄に記載のとおりです。

7ページ、2款、1項、1目「保険給付費等交付金」は、1節「保険給付費等交付金（普通）」で、実績見込みによる4億1,395万2,000円の減です。

2節「（特別）」ですが、1億8,624万3,000円の追加です。

「保険者努力支援分」2,712万8,000円の追加、「特別調整交付金」1億5,883万円の追加。こちらは、主な内訳としまして、へき地直営診療所の関係交付金は総計で1億4,990万2,000円となっております。

続いて「道繰入金2号分」は77万9,000円の追加。今回は全額がへき地直営診療施設整備分の交付金となっております。

続きまして、「特定健康診査等負担金」49万4,000円の減です。

8ページをお願いします。

4款、2項「雑入」は、2目「返納金」と9ページ3目「雑入」の合計で、290万円を追加しております。

以上、歳入補正額合計は歳出と同額の2億6,457万1,000円を減額補正するものでございます。

参考として、補正予算の町村別内訳表を議案の最後に添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

なお、1ページからの第1表歳入歳出予算補正、及び3ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書1総括につきましては、ただいま説明いたしました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

○ 議長（岩井英明）

これより、「議案第7号 令和6年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○ 議長（岩井英明）

次に、日程第12「議案第8号 令和6年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 介護保険課長（田中哉利）

議長。

○ 議長（岩井英明）

田中介護保険課長。

○ 介護保険課長（田中哉利）

議案第8号「令和6年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」。

令和6年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ495万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億9,094万6,000円とする。

第2項については朗読を省略させていただきます。

令和7年2月27日提出。

後志広域連合長 片山 健也。

それでは、歳出からご説明いたしますので、議案の15ページをお開き願います。

1款、1項、1目「一般管理費」、721万5,000円の減額。

こちらにつきましては、会計年度任用職員を含む介護保険課派遣職員の給与改定による人件費の増及び令和6年度採用見込みとなっていたプロパー職員に係る人件費が減となったものでございます。

1節「報酬」は、会計年度任用職員の人件費、2節「給料」から4節「共済費」までは、プロパー職員に係る人件費となっております。

16ページをご覧ください。

8節「旅費」につきましては、参加予定の会議が他の会議と重複したこと、また、Web会議となり旅費が発生しなかったことなどから減額となっております。

18節「負担金補助及び交付金」につきましては、介護保険課職員の給与改定による追加となっております。

続きまして、17ページ中段をご覧ください。

3項、1目「認定審査会費」、738万4,000円の追加。こちらにつきましては、認定審査会の人件費を含む事務経費となっており、12節「委託料」については、羊蹄山麓・南後志地区、18節「負担金補助及び交付金」については、北後志・岩宇地区の分となっております。

17ページ下段をご覧ください。

2款、1項、1目「介護サービス等給付費」、495万7,000円の減額でございます。こちらにつきましては、介護給付費の執行見込みから増減を行ったものでございます。

11節「役務費」については、審査支払手数料の支出見込みから追加としております。

18ページをご覧ください。

18節「負担金補助及び交付金」については、12月までの介護給付費の支払実績を基に執行見込みを算定しております。介護サービス給付費、介護予防サービス給付費は追加、高額介護等サービス給付費、特定入居者介護サービス給付費については減となっております。

なお、給付費の町村別・サービス毎の見込額を別添の「資料1」として添付しておりますので、後ほどご覧ください。

19ページをご覧ください。

3款、1項、1目「介護予防・生活支援サービス等事業費」、546万7,000円の減額。地域支援事業のうち介護予防に係る町村の事業実績や国保連への支出状況から減額とするものです。

11節「役務費」については、審査支払手数料、審査件数の実績見込みから追加、12節「委託料」、18節「負担金補助及び交付金」については、それぞれ町村に委託している介護予防・生活支援サービスの実績見込みから減となっております。

19ページ下段、2項、1目「包括的支援事業・任意事業費」、1,507万2,000円の追加。町村に委託している包括的支援事業・任意事業に係る事業実績から追加するものとなっております。

続いて、20ページをご覧ください。

6 款、1 項、1 目「償還金」、13 万 3,000 円の追加。こちらにつきましては、地域支援事業調整交付金について、過年度の再確定に伴い発生したものとなっております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

5 ページにお戻りください。

2 款、1 項、1 目「広域連合負担金」、266 万 4,000 円の追加。介護給付費、地域支援事業及び事務費等の町村負担金となっております。

1 節「介護給付費町村負担金」については、介護給付費の支出見込減による減額となっております。

6 ページ中段をご覧ください。

2 節「地域支援事業町村負担金（介護予防・日常生活支援総合事業）」については、関係町村の総合事業費の実績見込みから減額としております。

7 ページ下段をご覧ください。

3 節「地域支援事業町村負担金（包括的支援事業・任意事業）」につきましては、関係町村の包括的支援事業・任意事業の実績見込みから増額となっております。

9 ページをご覧ください。

4 節「事務費等町村負担金」については、プロパー職員人件費による減となっております。

10 ページ下段をご覧ください。

5 節「介護認定審査会町村負担金」については、各審査会からの実績見込みを積み上げて追加としております。

なお、ただいまご説明いたしました補正後の町村負担金について、町村別の一覧表を「資料 2」として添付しておりますので、後ほどご覧ください。

12 ページをご覧ください。

3 款、1 項、1 目「介護給付費負担金」、117 万 4,000 円の追加。介護給付費支出見込額から算出した国庫負担金の増額となっております。

続きまして、2 項、1 目から 4 目まで合わせて、525 万 5,000 円の追加。

1 目「調整交付金」については、介護給付費支出見込額から算出、2 目、3 目については、関係町村の事業実績見込みによる増減、4 目「保険者機能強化推進交付金」については、保険者機能強化推進交付金の内示から減としております。

13 ページをご覧ください。

4 款、1 項、1 目、2 目合わせて、281 万 4,000 円の減額。こちらにつきましては、保険給付費支出見込額、介護予防・日常生活支援総合事業費支出見込みよりそれぞれ減としております。

5 款、1 項、1 目「介護給付費負担金」、278 万 4,000 円の減額。介護給付費支出見込額から算出した道負担金の減となっております。

5 款、2 項、1 目、2 目合わせて、221 万 8,000 円の追加。地域支援事業の事業費支出見込額から算出した道補助金の増減となっております。

14 ページをご覧ください。

7 款、2 項、1 目「基金繰入金」、13 万 3,000 円の追加。地域支援事業調整交付金の再確定に伴い発生した超過交付金の返還金に対する財源となっております。

9 款、4 項、3 目「雑入」、89 万 6,000 円の減額。プロパー職員の社会保険料となっております。

以上で説明を終わります。

なお、1 ページから 2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正、3 ページから 4 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の 1 総括につきましては、ただいまの説明の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、「令和 6 年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり。〕
質疑なしと認めます。
これで質疑を終了いたします。

- 議長（岩井英明）
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり。〕
討論なしと認めます。

- 議長（岩井英明）
これより、「議案第 8 号 令和 6 年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

- 議長（岩井英明）
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり。〕
異議なしと認めます。
したがって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

◎令和 7 年度予算審議について

- 議長（岩井英明）
日程第 13「議案第 9 号 令和 7 年度後志広域連合一般会計予算」から、日程第 15「議案第 11 号 令和 7 年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。
予算の審議にあたりましては、議会運営委員長より、予算特別委員会を設置せず、本会議で審議することの決定がされた旨の報告がありました。
お諮りします。
議案第 9 号から議案第 11 号までの予算議案 3 件につきましては、本会議で審査すること
にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

- 議長（岩井英明）
異議なしと認めます。
したがって、議案第 9 号から議案第 11 号までについては、本会議で審査することに決定
いたしました。

◎日程第 13 議案第 9 号

- 議長（岩井英明）
日程第 13「議案第 9 号 令和 7 年度後志広域連合一般会計予算」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

- 事務局長（山口丈夫）
議長。

- 議長（岩井英明）

山口事務局長。

○ 事務局長（山口丈夫）

先ほどの令和6年度補正予算と同様に、7年度新年度予算につきましても各会計の予算の概要をまとめたものを別紙でお渡ししておりますので、そちらも併せてご覧いただき願いたいと思います。

それでは、議案第9号「令和7年度後志広域連合一般会計予算」。

令和7年度後志広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億395万7,000円と定める。

第2項以降につきましては、朗読を省略させていただきます。

令和7年2月27日提出。

後志広域連合長 片山 健也。

歳入歳出に係る前年度との比較、また、主な増減理由につきましては、「資料1」を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

なお、新年度予算の説明につきましては、新たに予算計上されたものや、前年度に比較して、大幅に予算額が増減したものを、主に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたします。

20ページをご覧ください。

それでは、ご説明申し上げます。

1款、1項、1目「議会費」、本年度予算額151万3,000円。議会開催に係る経費など例年同様の予算をお願いするもので、1節の「報酬」から21ページ13節の「使用料及び賃借料」まで、ご覧のとおりでございます。

隔年実施としている視察研修の計上により前年度比較57万円の増額となっております。

22ページをご覧ください。

2款、1項、1目「一般管理費」、本年度予算額6,705万6,000円。予算につきましては、副連合長給料、事務所借上料、職員人件費など管理経費に関する予算でございます。

22ページの3節「職員手当」におきましては、先ほど条例改正でご審議いただきました副広域連合長の期末手当及び寒冷地手当を新規計上しているほか、給与改定による会計年度任用職員の人件費が増となっております。

25ページをご覧ください。

11節「役務費」では、口座振込手数料の改定により161万6,000円の増額となっております。

その他、12節「委託料」においては、中間サーバプラットフォーム移行業務委託の新規計上により54万7,000円の増額となっております。

13節「使用料及び賃借料」においては、事務所の借上料が増加見込みで46万7,000円の増となっております。

30ページをご覧ください。

2項、1目「税務総務費」、本年度予算額2,602万6,000円。

3節「職員手当」から31ページの18節「負担金補助及び交付金」まで、ご覧のとおりでございます。

8節「旅費」の減や会議室使用料の増などありますが、例年同様の計上となり、税務総務費全体で前年度比較10万6,000円の減額となっております。

33ページをご覧ください。

3項、1目「選挙管理委員会費」、前年同額の計上でございます。

34ページをご覧ください。

4項、1目「監査委員費」、前年度比較7万2,000円の増額となっております。

35ページをご覧ください。

3款「民生費」につきましては、1項、1目「社会福祉総務費」、前年度より実施の重層的支援体制整備事業における委託料を本年度も計上、同じく1項、2目「老人福祉費」につき

ましては、例年同様、介護保険会計への繰出金を前年度比較519万9,000円の減と見込み、計上しております。

36ページの4款、1項、1目「利子」は、一時借入金利子の借入期間見直しによる減、37ページの5款、1項、1目「予備費」につきましては、前年度同様の計上でございます。続きまして、歳入をご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

1款、1項、1目「負担金」、本年度予算額1億1,082万4,000円。

1節「町村負担金」、9,062万9,000円。各町村の負担額は説明欄のとおりでございます。

なお、参考資料として予算書の最後のページに「資料2」として、負担金算出調書を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

9ページをご覧ください。

2節「低所得者保険料軽減町村負担金」、2,019万5,000円。介護保険料軽減に係る町村負担金でございます。

11ページをご覧ください。

2目「特定事業負担金」、本年度予算額484万円。重層的支援体制整備事業町村負担金でございます。

12ページをご覧ください。

2款、1項、1目「低所得者保険料軽減国庫負担金」、本年度予算額4,038万8,000円でございます。

13ページになります。

2項、1目「重層的支援体制整備事業交付金」、介護予防・日常生活支援総合整備事業分が149万円、2目の包括的支援事業分が833万7,000円、合計982万7,000円が国庫負担分でございます。

14ページをご覧ください。

3款、1項、1目「低所得者保険料軽減道負担金」、2,019万4,000円でございます。

15ページをご覧ください。

2項、1目「重層的支援体制整備事業交付金」、介護予防・日常生活支援総合整備事業分が67万円、2目の包括的支援事業分が416万9,000円、合計で483万9,000円が道負担分でございます。

16ページをご覧ください。

4款、1項、1目「重層的支援体制整備事業繰入金」、介護予防・日常生活支援総合整備事業分が253万1,000円、2目の包括的支援事業分が498万1,000円、合計で751万2,000円が重層的支援体制整備事業の財源として介護保険会計から一般会計へ繰り入れられます。

17ページの5款、1項、1目「繰越金」、18ページの6款、1項、1目「預金利子」は、例年同様の計上、19ページの2項「雑入」は歳出予算に伴い30万8,000円の増額計上でございます。

なお、1ページの第1表歳入歳出予算、及び5ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括につきましては、ただいまご説明を申し上げました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。
討論ありませんか。
〔なし〕と呼ぶ者あり。
討論なしと認めます。

○ 議長（岩井英明）

これより、「議案第 9 号 令和 7 年度後志広域連合一般会計予算」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
〔なし〕と呼ぶ者あり。
異議なしと認めます。
したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 10 号

○ 議長（岩井英明）

日程第 14 「議案第 10 号 令和 7 年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算」を
議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

議長。

○ 議長（岩井英明）

埜口国民健康保険課長。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

議案第 10 号「令和 7 年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算」。
令和 7 年度後志広域連合の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。
第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 69 億 4,209 万 3,000 円と定める。
第 2 項以降の規定については朗読を省略させていただきます。
令和 7 年 2 月 27 日提出。
後志広域連合長 片山 健也。
歳入歳出予算事項別明細書により、歳出からご説明させていただきますので、19 ページ
をお開き願います。
説明につきましては、前年度予算額を省略し、予算額が大きく増減したものなどを主とし
て説明させていただきます。
それでは、1 款、1 項、1 目「一般管理費」は、6,887 万 1,000 円です。
2 節「給料」、3 節「職員手当等」、4 節「共済費」は、国民健康保険課における一般職職
員 1 名の人件費に係る新規計上分がございます。
20 ページの 8 節「旅費」から 23 ページの 11 節「役務費」までは、主に例年と同様の
内容となる予算ですので、詳細の説明を省略させていただきます。
12 節「委託料」、1,291 万 1,000 円は、国保連へ支払う共同電算処理委託料のほか、システ
ムネットワークに係る保守等委託料になります。
18 節「負担金補助及び交付金」は、3,574 万 3,000 円です。国民健康保険課へ派遣いた
だいている職員の人件費負担金で、令和 7 年度は 2 名の派遣終了、1 名の新規派遣を予定し、
1 名減で計上するものでございます。

24ページをお開き願います。

1款、1項、2目「連合会負担金」、4,098万1,000円は、国保連合会の一般会費など運用経費に係る費用でございます。

25ページをお願いします。

1款、2項、1目「運営協議会費」、40万9,000円は、国保運営協議会開催等に伴う経費です。

26ページをお願いします。

1款、3項、1目「特別対策事業費」は、450万9,000円です。医療費適正化に係る各費用の計上となります。

27ページをお願いします。

2款「保険給付費」ですが、1項「療養諸費」から31ページの5項「葬祭諸費」まで、北海道が国保事業費納付金算定時に使用した医療費推計に基づく計上となっております。

2款、1項、1目「療養給付費」は、39億7,460万4,000円、2目「療養費」は、2,881万8,000円、3目「審査支払手数料」は、877万5,000円です。

28ページをお開き願います。

2款、2項、1目「高額療養費」、6億3,147万7,000円、2目、3目は、前年度と同様の予算内容になります。

29ページですが、2款、3項、1目「移送費」は、前年度同額となります。

続いて、30ページをお願いします。

2款、4項、1目「出産育児一時金」、3,052万1,000円は、18節「負担金補助及び交付金」について、61名分、1件50万円として計上しております。

31ページをお願いします。

5項、1目「葬祭費」、前年度と同額で82件分の計上です。

32ページをお開き願います。

3款「国民健康保険事業費納付金」。こちらは、北海道に納める費用となります。

1項、1目「医療給付費」分は、14億2,064万1,000円、33ページ、2項、1目「後期高齢者支援金等」分は、4億2,756万6,000円、34ページ、3項、1目「介護納付金」分は、1億6,100万円となります。

続きまして、35ページをお願いします。

4款「保健事業費」につきましては、各町村で実施していただいております事業費の積み上げによる予算計上となります。

1項、1目「特定健康診査等事業費」は、1億386万円です。主なものとしまして38ページになりますが、12節「委託料」は、4,534万4,000円。その内特定健診等委託料3,886万5,000円は、広域連合が関係町村に委託して事業を実施しており、関係町村から提出いただいた金額となっております。

40ページの委託料の中ごろに、機器保守委託料、特定健診未受診者対策業務委託料、特定健診情報提供事業委託料、それぞれを計上しております。

41ページをお願いします。

18節「負担金補助及び交付金」は、5,207万8,000円。国保連合会負担金3,678万3,000円は、国保連合会が実施する受診率向上支援等共同事業について関係町村10町村が事業に取り組む費用です。

特定保健指導等人件費負担金は、605万1,000円です。

43ページをお願いします。

国保ヘルスアップ事業負担金は886万4,000円で、関係2町において国保ヘルスアップ事業交付金を活用した保健事業を実施するにあたり、その財源として広域連合が北海道から収入する交付金相当額を、関係2町に支出するためのものがございます。

44ページをお開き願います。

4款、2項、1目「疾病予防費」は、3,141万1,000円です。

主なものとしまして46ページ中段になりますが、12節「委託料」、1,899万8,000円は、関係町村で実施します短期人間ドック等の検診等にかかる委託料でございます。

47ページ中段からの18節「負担金補助及び交付金」では、予防接種事業等に対する負担金の合計となっております。

49ページをお願いします。

5款「公債費」は、17万8,000円で、利率の変更による前年比増となっております。

50ページをお開き願います。

6款「諸支出金」につきましては、例年同様の内容ですので、詳細の説明を省略させていただきます。

51ページの7款「予備費」につきましては、500万円を計上してございます。都道府県単位化以降の充用実績や、道内の保険給付費、納付金等が同規模自治体との比較検討を実施した結果を反映し減額する見直しをしたものです。1,500万円の減とし、関係町村分賦金を軽減しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページにお戻りください。

1款、1項、1目「国民健康保険分賦金」は、20億8,672万7,000円です。分賦金の内訳につきまして、1節「医療給付分」、14億9,816万1,000円、10ページ下段の2節「介護保険分」、1億6,100万円、12ページをお開きいただき、3節「後期高齢者分」、4億2,756万6,000円です。各町村の額につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

続いて、15ページをお願いします。

2款、1項、1目「保険給付費等交付金」は、48億5,319万4,000円。1節「保険給付費等交付金（普通）」は、46億7,765万7,000円で、歳出2款「保険給付費」に充てる費用として、北海道から交付されるもので、歳出2款の合計額と同額となっております。

2節「保険給付費等交付金（特別）」、1億7,553万7,000円は保険事業などを点数化して交付される「保険者努力支援分」、健康づくり等の事業に対して交付される「特別調整交付金」と「道繰入金（2号分）」。特定健診の実施に要する費用を対象とする「特定健康診査等負担金」となります。

16ページをお開き願います。

3款、1項、1目「繰越金」、続きまして17ページ、4款、1項、1目「預金利子」は、前年度同額の計上となっております。

18ページをお開き願います。

4款、2項、1目「第三者納付金」から3目「雑入」まで、合計で215万2,000円を計上しております。

以上、「令和7年度国民健康保険事業特別会計」の予算となります。

なお、1ページからの第1表歳入歳出予算、及び6ページからの歳入歳出事項別明細書1総括につきましては、ただいま説明いたしました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

○ 議員（岩本幹兒）

議長。

○ 議長（岩井英明）

岩本議員。

○ 議員（岩本幹兒）

組織の安定と持続的発展に努めるために、令和7年度から正規職員を一定程度採用することとしておりまして、19ページですね。1節「給料」職員給料として、358万8,000円が計

上されておりますし、また次の介護保険事業特別会計での36ページにこの予算が計上されておりますが、給料増加分として、国保事業では358万8,000円、介護保険事業では378万5,000円となっております。この20万円の差はなんですか。

○ 事務局長（山口丈夫）
議長。

○ 議長（岩井英明）
山口事務局長。

○ 事務局長（山口丈夫）
ただいまの質問にお答えします。
給与額の違いはですね、4月から採用する職員の給料の想定している給料額を計上しておりますので、必ずしも一致はしておりません。

○ 議員（岩本幹兒）
ちょっとわからないんですけど、倶知安のその給与表と合わせて提示すると、条例に合わせて試算すると、なんで20万円違うのか。本来なら一緒にスタートするのではないのでしょうか。

○ 議長（岩井英明）
山口事務局長。

○ 事務局長（山口丈夫）
この採用するプロパー職員なんですけれども、例えば両者共が、新卒で入ってくるとかではございませんで、それぞれ前歴といいますか、社会人経験ということで前職をもっているというところで、その辺の換算がありまして、号俸の違いが出てきているということでございます。

○ 議員（岩本幹兒）
はい。
正規職員を一定程度採用するとなれば、今の関係町村からの派遣職員ですか。これは減らすという方向で考えてよろしいんですか。どうなんですか。

○ 議長（岩井英明）
山口事務局長。

○ 事務局長（山口丈夫）
おっしゃるとおりで、新しく採用した分は町村からの派遣職員を減らすということであり
ます。

○ 議長（岩井英明）
連合長。

○ 広域連合長（片山健也）
私どもの関係首長会議で、今職員の採用というのが困難な時代になってきておりまして、できるだけ派遣、1名、2名恒常的に派遣するのが辛いということもあって、できるだけ広域連合の職員、プロパーを増やしていこうという方向でございます。
昨日、北海道情報センターの関係のトップをやらせてもらっていますが、北海道内の市町村集まった理事会をやらせていただきまして、本当に派遣するのが大変だと。採用が少なく

て離職者が小さな町では相当数いるというのが全道的に広がっております。やっぱり一定程度広域行政の中で、プロパー職員を増やしていく必要があるんじゃないかということも、議論されておりまして、実はご承知だと思いますが、十勝、上川の町村会を中心として、今回広域行政の枠組み、仕組みに各町村それぞれの職員を大量に採用する時代ではないということで、DXを含めて新たな取り組みをするということで、今回北海道から2名の職員を派遣していただいて、広域的な行政を検討開始するということになっております。

私は、この後志広域連合で多くの皆様のご賛同を得て、広域行政をやっておりますが、この方向としては今やっている事務事業のほかに、やっぱり広域でやったほうがいいんじゃないかということのをこれから検討していく必要があると思っております、広域連合の役割は今後ますます増大していくと考えておりますので、各関係町村との連携を図りながら、組織としての体制も今後強化していきたい、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

ほか、質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

○ 議長（岩井英明）

これより、「議案第10号 令和7年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号

○ 議長（岩井英明）

日程第15「議案第11号 令和7年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 介護保険課長（田中哉利）

議長。

○ 議長（岩井英明）

田中介護保険課長。

○ 介護保険課長（田中哉利）

令和7年度後志広域連合介護保険事業特別会計当初予算について、ご説明いたします。

議案第11号「令和7年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算」。

令和7年度後志広域連合の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64億3,283万円と定める。

第2項以降につきましては、朗読を省略させていただきます。

令和7年2月27日提出。

後志広域連合長 片山 健也。

なお、本特別会計予算の概要について、別途、資料を添付しておりますので、後ほどご確認願います。

また、新年度予算の説明につきましては、前年度と比較し大幅な増減があったものを中心にご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたします。

34ページをお開きください。

1款、1項、1目「一般管理費」、本年度予算額1億3,754万2,000円。主に人件費、郵便料などの事務費、また、電算システムに係る保守業務委託料などの管理的経費を計上しております。

2節「給料」から35ページ4節「共済費」につきましては、プロパー職員に係る人件費となっており、令和6年度は1名分を計上しておりましたが、令和7年度は2名分を計上していることから、前年度よりも増額となっているところでございます。

36ページをご覧ください。

下段の12節「役務費」につきましては、例年、計上している電算システム・マイナンバー環境整備の保守業務委託料に加え、標準化に対応するシステム改修費用を計上していることから前年度と比較し2,030万8,000円の増加となっております。

37ページをご覧ください。

中段の18節「負担金補助及び交付金」につきましては、国保連合会や会議に係る負担金その他、プロパー職員2名を除いた介護保険課派遣職員8名分の人件費を計上していることから、前年度と比較し1,117万6,000円の減額となっております。

39ページをご覧ください。

2項、1目「賦課徴収費」、823万1,000円。

10節「需要費」から12節「委託料」は、納付書発送などの郵便料や口振手数料などのほか、納入通知書等の印刷に係る委託料を計上しております。

40ページをご覧ください。

3項、1目「認定審査会費」、4,822万1,000円。

12節「委託料」は、南後志・羊蹄山麓、18節「負担金補助及び交付金」は、岩宇・北後志地区の認定審査会に係る経費を計上しております。

41ページをご覧ください。

4項、1目「計画策定委員会費」、21万6,000円。こちらにつきましては、事業計画の検証委員会に加え、令和7年度は第10期介護保険事業計画策定に向けた策定委員会も開催することから増額となっております。

42ページをご覧ください。

2款、1項、1目「介護サービス等給付費」、56億2,730万2,000円。

18節「負担金補助及び交付金」については、令和6年度の執行見込額からの算定及び後にご報告いたします介護老人保健施設（29床）の新規開設など計画変更による給付費の増加等を含め計上しております。前年度と比べ1億5,151万9,000円、約2.77%の増額となっております。また、説明欄にはサービス別の予算について記載しております。

44ページをご覧ください。

3款、1項、1目「介護予防・生活支援サービス等事業費」、1億9,360万円。

12節「委託料」については、関係町村から提出された事業費を積み上げております。説明欄「計画策定調査委託料」につきましては、第10期計画策定に向けた「ニーズ調査・在宅介護実態調査費用」となっております。

18節「負担金補助及び交付金」については、令和6年度の町村毎の実績見込みから減額としております。

45ページをご覧ください。

2項、1目「包括的支援事業・任意事業費」、4億434万5,000円。

12節「委託料」につきましては、地域包括支援センターの運営費用、町村における任意事業費、広域連合で実施するケアプラン点検費用、アドバイザー業務委託料となっております。関係町村が実施する事業である包括的支援事業・任意事業委託料の増により約2,420万円の増額となっております。

46ページをご覧ください。

4款、1項、1目「介護保険基金積立金」、105万円。基金預入先の預金利率上昇により増額としております。

47ページをご覧ください。

5款、1項、1目「利子」、10万円。過年度実績から減額して計上しております。

48ページをご覧ください。

6款、1項、1目「償還金」及び3目「第1号被保険者保険料還付加算金」につきましては、前年度と同様の計上でございます。

2目「第1号被保険者保険料還付金」につきましては、前年度の実績見込みから増額としております。

49ページをご覧ください。

2項、1目「一般会計繰出金」、751万2,000千円。令和6年度より構成町村の一部で実施しております「重層的支援体制整備事業」の一部対象事業については、一般会計で予算計上が必要となるため、繰出金として計上しております。

50ページをご覧ください。

7款、1項、1目「予備費」、400万円。これまでの実績から前年度から200万円減の400万円を計上しております。

続いて、歳入についてご説明いたします。

11ページにお戻りください。

1款、1項、1目「第1号被保険者保険料」、本年度予算額10億8,743万3,000円。

1節「現年度分」を増額としております。増額の要因は、令和6年度に保険料段階が9段階から13段階と増えましたが、高段階の被保険者が推計よりも多く、令和6年度当初予算の計上が過少であったことが考えられます。1号被保険者総数が減少している状況を踏まえると収納実績ベースでは令和6年度実績よりも下回ることが想定されるところでございます。

12ページをご覧ください。

2款、1項、1目「広域連合負担金」、10億59万円。

1節「介護給付費町村負担金」については、給付費の12.5%相当分、13ページ、2節「地域支援事業町村負担金（介護予防・日常生活支援総合事業）」については、介護予防・日常生活支援総合事業の12.5%相当分、15ページ、3節「地域支援事業町村負担金（包括的支援事業・任意事業）」については、包括的支援事業・任意事業の19.25%相当分、17ページ、4節「事務費等町村負担金」については、総務費等の費用を積み上げたもの、18ページ下段、5節「介護認定審査会町村負担金」については、認定審査会に係る費用をそれぞれ計上しております。

1節から5節までの町村別の負担金額は説明欄のとおり、また、別添の「資料2」に一覧表を添付しておりますので、後ほどご確認ください。

21ページをご覧ください。

3款、1項、1目「介護給付費負担金」、9億4,477万7,000円。こちらにつきましては、給付費の国庫負担分となっており、令和7年度給付見込額から算出し計上しております。

22ページをご覧ください。

2項、1目「調整交付金」から4目「保険者機能強化推進交付金」につきましては、各事業に係る国庫補助金となっており、各事業費の見込額から算出し、計上しており、各費目の本年度予算については記載のとおりです。

23ページをご覧ください。

4款、1項、1目「介護給付費交付金」、15億1,937万1,000円。こちらにつきましては、給

付費見込額の２７％相当分を計上しております。

２目「地域支援事業交付金」につきましては、現年度・過年度分を合わせて５,３７１万９,０００円を計上しております。

２４ページをご覧ください。

５款、１項、１目「介護給付費負担金」、８億８,４０９万６,０００円。給付費に係る道の負担金を計上しております。

２５ページをご覧ください。

２項、１目「地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）」、２目「地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）」については、地域支援事業に係る道交付金となっており、地域支援事業費の見込みから算出し計上しており、各費目の本年度予算については記載のとおりとなっております。

２６ページをご覧ください。

６款、１項、１目「利子及び配当金」、１０５万円。基金預入先の預金利息として計上しております。

２７ページをご覧ください。

７款、１項、１目「低所得者保険料軽減繰入金」、８,０７７万７,０００円。こちらにつきましては、１号保険料の第１から第３段階までの低所得者に対し、公費を投入し保険料負担軽減を図るもので、一般会計からの繰り入れとなっております。対象者が減となる見込みから予算額については、前年度と比較し、減となっております。

２８ページをご覧ください。

２項、１目「基金繰入金」、９,０５９万円。歳出でご説明いたしました、計画変更に係る給付費が増となる分も含めまして、歳入歳出差分として計上しております。

２９ページ、８款「繰越金」、３０ページから３３ページの９款「諸収入」につきましては、例年と同様の内容になりますので、説明を省略させていただきます。

以上、令和７年度介護保険事業特別会計予算となります。

１ページからの第１表歳入歳出予算、及び７ページからの歳入歳出予算事項別明細書の総括については、ただいまご説明しました内容の再掲でございますので説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○ 議員（岩本幹兒）

はい。

○ 議長（岩井英明）

２番、岩本議員。

○ 議員（岩本幹兒）

３０ページに、滞納処分費が予算計上されていますけれども、令和７年から税に加え、介護保険料の滞納事案を引き継ぐこととしているとのことですが、現在の滞納金額といえますか、件数といえますか、その状況はどういうふうになっているんですか。

また、どのような状況となれば滞納事案として引き継ぐことになるのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○ 議長（岩井英明）

暫時休憩いたします。

休憩 14時58分

再開 15時01分

○ 議長（岩井英明）

それでは、再開いたします。

○ 介護保険課長（田中哉利）

はい。

○ 議長（岩井英明）

田中介護保険課長。

○ 介護保険課長（田中哉利）

滞納処分費の関係についてだったと思います。

今年度1月末現在の滞納処分に係る滞納処分費については、210万1,523円滞納処分として整理を図っているところでございます。

そして税務課への引き継ぎ案件につきましては、滞納者に対し、これまでと同様に、督促ですとか、電話掛けだとか、訪問だとかを行い、こちらでできるものについては滞納処分を行い、更にそれ以降、滞納処分が困難な部分だとかについては専門性のスキルが必要だったりすることから、そういった案件に対しては税務課の方に引き継ぎ、お力を借りるといったところでございます。以上でございます。

○ 議長（岩井英明）

岩本議員。

○ 議員（岩本幹兒）

そしたら滞納事案になった場合は、介護サービスなどは受けられなく、停止されるわけですか。どうなのでしょう。救済措置とかはあるのでしょうか。

例えば、国民健康保険だったら短期ですとか、そういう払える人、払えない人、それなりの事情があるとは思いますが、介護サービス等は普段払ってないとか、滞納になるということは、余程あれだと思うんですよ。それでも、そういうサービス等は受けられなくなるのか、あるいはそういうものに対する救済措置があるのか、その辺について伺いいたします。

それから、42ページの居宅介護サービス給付費でございますけど、7億8,646万円。それから施設介護サービス給付費が32億1,672万円計上されておりますが、これはちょっと聞きたいのは、前年に対し増になっているのか、減になっているのか。特に私が聞きたいのは、居宅介護サービス給付費、そこについてちょっと聞きたい。

○ 議長（岩井英明）

介護保険課長。

○ 介護保険課長（田中哉利）

給付のサービス停止とサービス給付費の増減についてだったと思いますが、現状といたしましては、滞納している方に接触を図りまして、本来であればサービス停止かけるとかはあるんですけども、現状対応として行っているのは、例えば納付の約束をしていただくとか。そういったなるべく利用者さんといいますか、被保険者にとってサービスの低下といいますか、受けられなくなるような状況は避けているといいますか、柔軟な対応をしているといいますか、そういった対応をとっているところでございます。

続いて、サービス給付費についてというところでございます。介護サービス給付費の全体につきましては、1億5,151万9,000円。前年度と比較して当初予算で行くと2.77%増加し

て計上させていただいているところです。特に仰っていた、居宅介護給付費についてなんですけれども、今年度7億8,646万4,000円。前年度に比べますと、7,728万1,000円。約10.9%ほど上昇しているというところでございました。

○ 議長（岩井英明）

はい、岩本議員。

○ 議員（岩本幹兒）

以前にも質問しましたがけれども、施設介護に比べて、居宅介護のいわゆる人件費といいましか、報酬が低く抑えられていて、これはまあ国の政策なんですけれども、そのためヘルパーの賃金が安いこともあってか、人材不足、あるいは人口減少により業者の減少ということもあって、後志19町村の全ての状況はわかりませんが、以前にもお話ししたように社会福祉協議会がその役割を多く担っていると思います。これも、以前にもお話ししたと思いますけれども、社会福祉協議会もなかなか厳しい状況でございまして、訪問介護事業からの撤退といいますか、とてもやれないと。それで撤退が相次ぐ様な状況でございまして、昨年のデータではですね、全国、日本全国で訪問介護事業所、これがないのは、ないって言った町村は100か所くらい。1か所のみというのが確か190だったですか、290町村だったと思うんですけど。そして、積丹町、私どものところ言っておあれですけど、積丹町もかろうじて1事業所、つまり社会福祉協議会が唯一の訪問介護事業所でございました。この度、積丹町においてもなかなか厳しくて、今年度の3月末をもって社会福祉協議会の方で、この訪問介護事業所から撤退したいという方向だという報告受けてございます。まだ、本決まりではございませんけれども。それでいて、在宅介護、訪問介護を受けている対象者が非常に困るわけですね。それで、できれば積丹町からは町内の事業者はなくなるんだけど、例えば積丹町以外、古平町さんなり仁木町さんなりはまだ継続してわけですね。そういったところのお手伝いをいただいて、なんとか継続できるのではないかなという様な、返答を得ているんですけども、だけれども町内の事業所ないですからね。例えば古平町さんの事業所が町内、古平町だけで手一杯だと。積丹町の面倒見れないという状況に陥らないとも限らないですね。そういうふうに社会福祉協議会がそういったことで、非常に在宅介護体制の維持が困難になっちゃっていますけれども、だから後志広域連合としてですね、これ以前にも答えを求めたんですけども、各自治体で任せるだけではなく、現在の在宅介護体制を継続していくために、何らかの施策を考えていかなければいかと質問いたしましたが、その辺について再度後志広域連合としてのお考えをお聞きいたします。

○ 議長（岩井英明）

はい、介護保険課長。

○ 介護保険課長（田中哉利）

はい、今ご質問ございました、介護サービス事業所、取り分け訪問介護サービスについてだったかと思います。

議員の仰るとおり全体的において介護サービスを取り巻く状況というのは、年々厳しさを増しているなというふうに思っております。2024年の介護事業所でいけば、これまでの過去最多の倒産件数。その中でも訪問介護が最も多いという状況を報道されていたところでございます。こういった状況から、地域包括ケアシステムの要となっている、訪問介護サービスの継続性に対する不安というのは日々高まっているのかなと考えるところでございます。議員の仰ったとおり、その原因についてはヘルパー不足ですとか、人口減少による利用者の減少、また、そのほかに集合住宅型との競合ですとか、介護報酬の改定による基本的報酬の引き下げなどが考えられるかと思っております。またその他にも、人件費の上昇ですとか、昨今の燃料費、光熱費等の固定費の高騰、あるいは感染症対策などの新たな経費負担、こういったものが小規模の事業所の経営を圧迫しているところが続いていると思っております。

また地域の独自課題として、独居高齢者の増加ですとか、議員も仰っていましたが、地

理的に利用者までの移動に時間を要する。こういったことが収益性を上げることが困難な地方部での原因であるというふうに考えられますし、またこれら複数の要因が相互に関連しあっていることが経営の継続を困難にさせていると考えているところでございます。

厚労省の動向としては、令和6年度の介護報酬改定で措置した処遇改善、加算取得に向けた要点の弾力化ですとか、令和6年度の補正予算でも新たな支援というのが示されているところでございます。

広域としての取り組みというお話でしたけれども、広域連合としても厚労省、老健局へ提出する全道介護保険広域連合推進会議総会において、事業所への支援ですとか、介護職員への処遇引き上げなどについて意見反映を行っているところでございます。

そして方向性というお話でしたけれども、対応策といいますか、現状の課題に対応する対策、対応。あるいは、2040年に向けての対応など、地域包括ケアシステムの深化、推進に向けて訪問介護の役割というのはますます大きくなっていくところだと思っています。

今後われわれとしては、関係町村のヒアリングを行いながら、町村様々な課題がある中で、課題、実情の収集把握しながら、サービス基盤の維持も含めて、町村が目指す地域の姿に対して、効果的な取り組み方法を町村と考え、実行できるよう個別相談に応じる。あるいは、モデルとなる取り組みについて紹介する。あるいは、アドバイザー事業契約を結んでいる21世紀総研さんの力を借りながら、取り組みを進めて参りたい、支援を進めて参りたいと考えております。以上でございます。

○ 議長（岩井英明）
連合長。

○ 広域連合長（片山健也）

岩本議員さんの質問に補足させていただきたいと思います。

これまで、ご承知のとおり段階的に介護報酬が引き下げられたりしてきておりますが、東京では、相当利潤がある事業所が多くて、厚生労働省のいろんな会議の場で私も言ってますけど、委員さんがみんな東京の人が集まって、この介護の話をして、実際に出ているデータも東京のデータが出ているものですから、黒字なんですよ。それを全部、東京の中央の発想で全部の自治体いいんじゃないか、みたいな形で介護報酬を引き下げたとか、過去の大きな事例で、それで各こういった散在散居の自治体においては大変なことに実はなっているわけであります。

そのことについて、我々が全国町村会を通じて発信したり、市町会とも連携しながら介護報酬の見直しは呼び掛けておりますが、現状の今の状況の中で、いろんなアドバイザーとかアドバイスとか相談には乗れますけど、後志広域連合が主体となって個々の町村に入って、主体的にやるというのは今現状では相当難しいのではないかな。まあもちろん議員が仰ったとおり、将来的な可能性としては広域でできるものは広域でということで、ある程度集約して母体を大きくいくということは必要かなというふうには考えておりますけれども、現状では地域との連携の中で、各町村長の話の中で、実際に支障出てきてやっぱ広域でやらざるを得ないという段階になりましたら、また皆さんに相談して新たな体制等も検討して参りたいという風に考えているところでありますので、今後ともご指導賜りますようよろしくお願いをいたします。

○ 議長（岩井英明）

ほかに、質疑ありませんか。

ないようでしたら、質疑を終了したいと思います。

○ 議長（岩井英明）

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

○ 議長（岩井英明）

これより、「議案第 11 号 令和 7 年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 発議第 1 号

○ 議長（岩井英明）

次に、追加日程第 16 「発議第 1 号 後志広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

○ 事務局長（山口丈夫）

議長。

○ 議長（岩井英明）

山口事務局長。

○ 事務局長（山口丈夫）

それでは、私の方から議案の朗読と若干説明をさせていただきます。

発議第 1 号「後志広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」。

議案の方は本日お配りしておりますのでご覧ください。

後志広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 27 日提出。

後志広域連合議会議長 岩井 英明様。

提出者 後志広域連合議会議員 岩本 幹兒。

賛成者 後志広域連合議会議員 青羽 雄士、後志広域連合議会議員 中村 厚子。

条例案の 2 ページ目の説明欄をご覧ください。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う引用条項の繰り下げ及び条文整備のほか、刑法等の一部改正に伴う所要の改正。これは改正に伴いまして、懲役あるいは禁固が拘禁刑に改正されるということに伴う所要の改正を行うという内容でございます。

資料としまして、新旧対照表を添付しておりますので、そちらをご覧ください。

改正箇所複数ございますけれども、主なところといたしましてご説明させていただきますが、まず新旧対照表 1 ページ目の第 2 条第 10 項、こちらの方は引用条項の条項ずれということで第 2 条第 8 項から第 2 条第 9 項に改正になるというところでございます。

それから、次に 2 ページ目の表ですね。こちらの中で、こちらも条項ずれにより第 2 条第 9 項が第 2 条第 10 項というふうに改正となります。

それから、先に進んでいただきまして、6 ページになります。

こちら第 53 条から第 54 条、第 55 条まで、こちらの方は先ほど申し上げました、刑法の改正に伴いまして、懲役の文言が拘禁刑にそれぞれ改正となるというところでござい

す。

その他の改正につきましては、条文と文言整理といたしますか、条文整理といった内容になっていますので、よろしくお願いいたします。

施行日につきまして、本条例につきましては令和7年4月1日から施行としておりますが、ただし53条から55条まで、刑法の関係ですけれども、こちらの改正につきましては6月1日からの施行となっております。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

説明を終わります。

○ 議長（岩井英明）

朗読が終わりました。

発議第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略させていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、提案理由の説明を省略することに決定いたします。

○ 議長（岩井英明）

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

○ 議長（岩井英明）

これより、「発議第1号 後志広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 報告第1号

○ 議長（岩井英明）

追加日程第17「報告第1号 第9期 後志広域連合介護保険事業計画の変更について」を議題といたしたいと思います。

提案理由の説明を求めます。

○ 介護保険課長（田中哉利）
議長。

○ 議長（岩井英明）
田中介護保険課長。

○ 介護保険課長（田中哉利）

「第9期後志広域連合介護保険事業計画の変更について」ご説明いたします。

お手元に「第9期後志広域連合介護保険事業計画の変更について（概要）」といった資料をお配りしておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

1 ページをお開きいただきまして、第9期事業計画期間中に予定しておりました「介護老人福祉施設」の移転改築が中止、そして、計画に無かった介護老人保健施設29床を新規開設。これらの申し出があったことから、第9期事業計画の施設整備等について計画の変更が生じたものとなっております。

具体的には、1 ページ中段の「（1）特別養護老人ホーム仁木長寿園について」と、「（2）医療法人社団創成会羊蹄グリーン病院について」に記載してあるとおりとなっておりますが、簡単にご説明いたしますと、仁木長寿園については、施設の老朽化により移転改築を計画、この移転改築の際に、定員4名の増床と併せて同施設内の短期入所生活介護についても3名の増床を予定しておりましたが、昨今の物価・資材の高騰等を理由に計画を中止としたものでございます。

また、羊蹄グリーン病院においては、当初事業計画には含まれていませんでした、介護老人保健施設29床を開設する旨の申し出があったものです。内容につきましては、120床ある医療病床を60床に減床し、新たに介護老人保健施設29床を開設するものとなっております。新規開設の理由につきましては、一つ目に人件費の圧縮、そして、二つ目に医療保護入院期間が3か月となったため、その退院後の受け皿として開設するものとなっております。

2 ページ中段以降をご覧ください。

事業計画の変更となる箇所を記載しております。後日、ホームページには新旧対照表を掲示する予定としておりますので、後ほどご確認いただければと考えております。

3 ページをご覧ください。

これらの施設整備の変更により、給付費見込額について改めて試算したところ約1億8,400万円の増加の164億4,500万円となっております。これにより介護保険料基準額は、現行の5,977円から66円増の6,043円となりますが、9期計画においては、基金取崩額を充てて8期と同様の基準額にしていることから、今回の変更においても基金取崩額を増額し、これに対応するものとなっております。

9期中の基金取崩額については、2億7,000万円から3,750万円を増額し、取崩額3億750万円とすることで、現行の保険料基準額5,977円を維持することとなっております。

参考までに令和5年度の基金取崩額は約7,116万円で、決算後の積立額は約1億2,674万円となっております。その差が約5,558万円となっておりますので、今回の計画変更による基金取崩の増額分を吸収することができると考えております。

3 ページ中段以降には、今回の計画変更に係る各機関会議の経過を載せてございます。各種機関会議等での議論を経て2月6日開催の連合会議にて審議・承認を得ているところでございます。

なお、羊蹄グリーン病院の件につきましては、指定権者が道となっていることから今後行われる各基準の確認結果によっては、開設予定の令和7年4月1日から時期がずれ込むこともございますのでご承知申し上げます。

以上で報告を終わります。

○ 議長（岩井英明）
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり。)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終了いたします。

- 議長（岩井英明）
これにて、報告第1号は報告済みといたします。

◎閉会宣言

- 議長（岩井英明）
以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。
会議を閉じます。
これにて、令和7年第1回後志広域連合議会定例会を閉会いたします。

閉会 15時29分

上記会議の経過は、書記 松田典明の記載したものであるが、

その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 岩井 英明

署名議員 三浦 弘文

署名議員 菅 一